

奈良県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 乾 康二 北葛城郡広陵町大字大塚七二五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 塚本 義久 北葛城郡広陵町大字大塚六二一